

令和2年4月16日

教職員各位

研究推進課

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた研究活動の取扱いに係る
考え方の事務連絡について（周知）

文部科学省より「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた研究活動の取扱いに係る考え方の事務連絡」の通知がありました。ほとんどの部分については、既に危機対策本部から対応をお願いしておりますが、あらたに研究活動についての連絡があったので、お知らせいたします。下記 URL よりご覧下さい。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方について（周知）

<https://uecdisk.cc.uec.ac.jp/index.php/s/PxEepNjNLSYLNh3>

また、本文中にも記載がありますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、政府による緊急事態宣言が発令され、本学においても教職員は原則在宅勤務となっています。このことにより、研究の活動や計画の進捗に支障が生じ、競争的研究費等の公募型資金で求められている書類について当初の期限通りに提出することなどが困難になることが想定されます。現在、文部科学省においては各公募型資金制度において公募申請をはじめとした各種手続きの期限延長等の柔軟な対応が進められているそうです。

この件について、提出期限に間に合わないなどのお困りがある場合には研究推進課（kenkyo-k@office.uec.ac.jp）にご相談ください。